

ご遺族の方へ

岬町



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に際し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

それぞれのページには、役場での届出やその他一般的な手続きについて、

ご遺族の方が必要とされる情報を掲載しています。

ご不明な点がありましたら、担当窓口までお問合せください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

岬町

もくじ

1.	死亡届について	p.5
2.	住民票について	p.6
3.	障害福祉の手続きについて	p.7
4.	年金の手続きについて	p.8
5.	国民健康保険について	p.9
6.	後期高齢者医療保険について	p.9
7.	福祉医療費助成制度について	p.10
8.	介護保険について	p.10
9.	高齢者福祉サービスについて	p.11
10.	子どもに関する手続きについて	p.11
11.	税の手続きについて	p.12
12.	住宅関係の手続きについて	p.14
13.	外国人の方の届出について	p.15
14.	農地・山林関係の手続きについて	p.16
15.	水道に関する手続きについて	p.16
16.	犬の飼主の方が亡くなられたときの手続きについて	p.17
17.	お問合せ窓口一覧	p.17
18.	その他の主な手続き	p.19

チェックシート

故人について当てはまる情報に✓点をつけてください。

「はい」に✓点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

確認事項(故人について)		チェック		該当ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.6
	外国人の方でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.15
障害者手帳	障害者手帳をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.7
年金	国民年金を受給又は加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.8
健康保険	国民健康保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.9
	後期高齢者医療保険に加入していましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.9
福祉医療	子ども医療証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.11
	ひとり親家庭医療証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.11
	重度障害者医療証をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.10
介護保険	65歳以上の方でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.10
	40～64歳で要介護認定を受けていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.10
子育て	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている家庭でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.11
	子ども医療証をお持ちですか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.11
	ひとり親家庭医療証をお持ちですか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.11
税金	町・府民税の課税の手続きは必要ですか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.12
	固定資産税の課税の手続きは必要ですか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.12
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.13
その他	町営住宅・府営住宅に住んでいましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.14
	農地・山林を所有されていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.16
	水道の手続きは必要ですか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.16
	犬を飼っていましたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.17
	会社員の方でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.19
	個人事業主の方でしたか?	<input type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>	いいえ p.20

身近な人が亡くなった後の手続き等の一般的な流れ（目安）

3カ月以内

4カ月以内

届出・手続

- 相続放棄・限定承認(22ページ参照)
 - 相続財産調査
 - 相続人調査
 - 遺言調査・遺言書の検認
 - 公共料金等の手続き(25ページ参照)
 - 年金関係の手続き
 - 健康保険の手続き
 - 死亡届等
- (21ページ参照)

税金

○所得税の
準確定申告(22ページ参照)

10カ月以内

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(21ページ参照)

1年以内

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(22ページ参照)

岬町で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、17ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉
必要な手続きの
詳細について

〈17ページ〉
必要な手続きの
窓口一覧

1. 死亡届について

7日以内

◇死亡届 ※一般的には葬儀社が代行してくれます。

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証・火葬場の申込 ※一般的には葬儀社が代行してくれます。

火葬許可証は、死亡届を受付した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の所在地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村

◇届出人

- ・親族
 - ・同居者
 - ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人
 - ・成年後見人・保佐人・補助人
- (登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による証明のあるもの)1通

◇岬町に届出を提出する場合は

【平日(9:00~17:30)】

役場本庁舎1階住民課

【夜間及び休日】

役場本庁舎1階守衛室

なお、守衛室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に添付書類の確認等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおむね以下の日数がかかります(土日祝日を除く)

- ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね10日～14日

※大型連休中に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

2. 住民票について ※亡くなられた方が岬町に住民登録がある場合

◇世帯主変更届

同世帯の方のうち、親等が近い方を世帯主として登録します。

※他の方を世帯主とする場合は、変更の届出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

住民課 住民係(1階①番窓口)

☎ 072-492-2713(直通)

3. 障害福祉の手続きについて

障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方が亡くなられたときは、障害者手帳、障害福祉サービス受給者証の原本をご返却ください。

その他、亡くなられた方が、特別障害者(児)手当等の障がい起因とする手当を受け取っておられた場合など、障がいに関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となる場合がありますので、お問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

地域福祉課 地域福祉係(1階②番窓口)

☎ 072-492-2700(直通)

MEMO

4. 年金の手続きについて

お亡くなりになられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類により、手続き先や手続き内容及び必要書類等が異なりますので、日本年金機構貝塚年金事務所、又は保険年金課までお問合せください。

お亡くなりになられた方の加入状況・受給状況	主な手続き	手続き内容
国民年金のみを受給している	<ul style="list-style-type: none">・未支給年金の請求・死亡の届出など	お亡くなりになられた方が、年金を受給されていた場合、未支給年金請求が可能な場合があります。 詳細は保険年金課までお問合せください。
国民年金に加入している	<ul style="list-style-type: none">・遺族年金の請求・寡婦年金の請求・死亡一時金の請求など	遺族年金や寡婦年金、死亡一時金が支給される可能性があります。 詳細は保険年金課までお問合せください。

なお、厚生年金などの国民年金以外の年金に加入していた期間がある、または受給している場合、年金事務所や加入、または受給している共済組合でのお手続きが必要となりますので、年金事務所や該当の各共済組合へお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

日本年金機構 貝塚年金事務所

☎ 072-431-1122

受付時間 平日(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

保険年金課 保険年金係(1階⑩番窓口)

☎ 072-492-2705(直通)

5. 国民健康保険について

岬町国民健康保険に加入中の方が亡くなられたときは、国民健康保険資格の切り替えや国民健康保険料の精算等の手続きが必要です。

また、亡くなられた方の葬儀を行った方(喪主)に対して葬祭費が支給されます。

(※ただし葬儀を行った日の翌日から2年を過ぎると請求することができなくなります。)

◆申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の被保険者証(世帯主が亡くなられた場合、世帯全員分)
2. 葬儀を行ったことが確認できるもの(葬儀の領収書もしくは会葬礼状等)
3. 喪主の口座情報がわかるもの(預金通帳等)
4. 印かん(認め印)
5. 申請者(相続人)の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

保険年金課 保険年金係(1階⑩番窓口)

☎ 072-492-2705(直通)

6. 後期高齢者医療保険について

後期高齢者医療保険に加入中の方が亡くなられたときは、後期高齢者医療保険料の精算等の手続きが必要です。

また、亡くなられた方の葬儀を行った方(喪主)に対して葬祭費が支給されます。

(※ただし葬儀を行った日の翌日から2年を過ぎると請求することができなくなります。)

◆申請に必要なもの

1. 亡くなられた方の被保険者証
2. 葬儀を行ったことが確認できるもの(葬儀の領収書もしくは会葬礼状等)
3. 喪主の口座情報がわかるもの(預金通帳等)
4. 印かん(認め印)
5. 申請者(相続人)の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

保険年金課 保険年金係(1階⑩番窓口)

☎ 072-492-2705(直通)

7. 福祉医療費助成制度について

福祉医療費助成制度(重度障害者医療)を受給している方が亡くなられたときは、医療証をご返却ください。また、自動償還制度にかかる口座変更手続き等が必要な場合がありますので、申請者の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証等)及び相続人の方の口座情報がわかるもの(預金通帳等)をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
重度障害者医療についてのお問い合わせ先
地域福祉課 地域福祉係(1階②番窓口)
☎ 072-492-2700(直通)

8. 介護保険について

岬町の介護保険被保険者証等をお持ちの方(65歳以上の方、または40歳から64歳の方で介護保険被保険者証の交付を受けた方)が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、亡くなられた方が65歳以上で介護保険料の還付金がある場合には、相続人代表者を選任いただく必要がありますので、届出人の方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード・運転免許証等)をお持ちください(その他、亡くなられた方との続柄を確認できる書類が必要となる場合があります)。本町からの介護保険に関するご連絡は相続人代表者の方にさせていただきます。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
高齢福祉課 高齢介護係(1階③番窓口)
☎ 072-492-2703(直通)

9. 高齢者福祉サービスについて

岬町の緊急通報装置の設置(岬町家庭内の事故等への対応の整備事業)など的高齢者福祉サービスをご利用いただいていた方が亡くなられたときは、利用廃止の申し出が必要です。介護保険被保険者証をご返却の際にお申し出いただくか、お電話等によりご連絡をお願いいたします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
高齢福祉課 高齢介護係(1階③番窓口)
☎ 072-492-2716(直通)

10. 子どもに関する手続きについて

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたとき、または手当の対象となるお子様が亡くなられたときは、手当等の手続きの有無について、下記担当へお問合せください。

また、18歳以下のお子様を養育されている方(父又は母等)が亡くなられたときは、ひとり親家庭の手当や医療費助成の手続きが必要となる場合があります。お早めに下記担当へお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
子育て支援課 子育て支援係(1階⑤番窓口)
☎ 072-492-2709(直通)

11. 税の手続きについて

◇町・府民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在です。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が承継されますので、相続人代表者指定届の提出が必要になります。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問合せ
税務課 住民税担当(1階④番窓口)
☎ 072-492-2752(直通)

所得税・相続税についてのお問合せ
泉佐野税務署
☎ 072-462-3471

◇固定資産税

町内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、相続人に納税義務を承継していただくこととなります(地方税法第9条)。亡くなった方が所有されていた固定資産がある場合は、相続人代表者指定届の提出が必要です。共有の固定資産の場合は、届け出が不要な場合もあります。

また、亡くなられた方が所有する家屋のうち、法務局に登録していない家屋についての名義変更は町役場税務課に所有者の変更届の提出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
税務課 固定資産税担当(1階④番窓口)
☎ 072-492-2757(直通)

◇軽自動車税（種別割）

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問合せください。

原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカー
税務課 軽自動車税担当(1階④番窓口)
☎ 072-492-2752(直通)

125ccを超えるオートバイ
大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所
☎ 050-5540-2060

三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所
☎ 050-3816-1842

MEMO

12. 住宅関係の手続きについて

◆住まいの相談窓口

亡くなられた方の住まい(土地や建物等)に関する相談をお聞きし、役場内の関係課または関係団体等にお繋ぎします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

企画政策推進担当 企画地方創生担当(2階企画政策推進担当窓口)

☎ 072-492-2775(直通)

◆町営住宅入居者が亡くなられた場合

亡くなられた方が町営住宅入居者の場合は、必要な手続きがありますので下記にお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

建築課 住宅管理係(1階建築課窓口)

☎ 072-492-2736(直通)

◆府営住宅入居者が亡くなられた場合

亡くなられた方が府営住宅入居者の場合は、必要な手続きがありますので下記にお問合せください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

大阪府営住宅 泉佐野管理センター(株東急コミュニティー)

☎ 072-458-2850

13. 外国人の方の届出について

◆外国人の方が亡くなられたときの在留カード又は特別永住者証明書の返納

外国人の方(中長期在留者又は特別永住者)が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、親族又は同居人に、在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)を返納していただく必要があります。この場合、大阪出入国在留管理局に直接赴いて返納していただくか、郵送により返納される場合は返納理由を証する文書(死亡証明書、戸籍謄本等)及び郵送する方の氏名・連絡先を記載した文書を同封し、封筒に「在留カード等返納」と記載の上で下記に記載の事務所(おだいば分室)にお送りください。

窓口で返納する場合

大阪出入国在留管理局(大阪市住之江区南港北1丁目29番53号)
☎ 0570-064259(IP電話 海外から:06-4703-2050)

郵送によって返納する場合

東京出入国在留管理局おだいば分室
(〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階)

◆亡くなられた方の配偶者やご家族が外国人の場合

亡くなられた方の配偶者やご家族が外国人で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」又は「家族滞在」の方は、亡くなられた日から14日以内に出入国在留管理庁への届出が必要となります。

(届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。)

ご不明な点は、下記までお問合せください。

大阪出入国在留管理局

☎ 0570-064259

※出入国在留管理庁ホームページ内の「配偶者に関する届出」参照

14. 農地・山林関係の手続きについて

農地を所有されている方が亡くなられた場合、農地の所有者の名義変更が必要となります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

都市整備部 産業観光促進課内 岬町農業委員会事務局(1階窓口)
☎ 072-492-2749(直通)

山林を所有されている方が亡くなられた場合、「森林の土地の所有者届出制度」に基づき、所有者の名義を変更した旨の届出が必要となります。

※岬町ホームページでも「森林の土地の所有者届出制度」について案内しております。併せてご確認ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

都市整備部 産業観光促進課(1階窓口)
☎ 072-492-2749(直通)

15. 水道に関する手続きについて

◇名義変更・解約について

ご家族などがお亡くなりになられたことにより、名義変更又は解約が必要となる場合は可能な限りお早めに下記窓口までご連絡のうえお手続きをお願いします。

その際、水栓番号又は使用者番号をご用意くださいますようお願いいたします。

※電話やインターネットでのお手続きが可能です。また、書類などは不要です。

※解約の手続きが遅くなってしまうと、水道を使用しない場合であっても基本料金が発生してしまいます。また、その際に発生した基本料金については返還することができませんのでご注意ください。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
大阪広域水道企業団 岬水道センター
水すいセンター(水道お客様センター)
☎ 072-492-5848



16. 犬の飼主の方が亡くなられたときの手続きについて

犬の飼主の方が亡くなられたときは、犬死亡・登録事項変更届にて飼主を変更していただく必要があります。

ご不明な点は、下記までお問合せください。
生活環境課 生活環境係(1階⑧番窓口)
☎ 072-492-2714(直通)

17. お問合せ窓口一覧（詳しくは掲載ページをご覧ください）

	お問合せ内容	担当部署	窓口
p.5	死亡届について	住民課 住民係	役場本庁舎1階①番窓口
p.6	住民票について		
p.7	障害福祉の手続きについて	地域福祉課 地域福祉係	役場本庁舎1階②番窓口
p.8	年金の手続きについて	保険年金課 保険年金係	役場本庁舎1階⑩番窓口
		日本年金機構貝塚年金事務所	072-431-1122
p.9	国民健康保険について	保険年金課 保険年金係	役場本庁舎1階⑩番窓口
p.9	後期高齢者医療保険について		
p.10	福祉医療費助成制度(重度障害者医療)について	地域福祉課 地域福祉係	役場本庁舎1階②番窓口
p.10	介護保険について	高齢福祉課 高齢介護係	役場本庁舎1階③番窓口
p.11	高齢者福祉サービスについて		
p.11	子どもに関する手続きについて	子育て支援課 子育て支援係	役場本庁舎1階⑤番窓口

	お問合せ内容	担当部署	窓口
p.12	町・府民税(住民税)について	税務課 住民税担当	役場本庁舎1階④番窓口
p.12	所得税、相続税について	泉佐野税務署	072-462-3471
p.12	固定資産税について	税務課 固定資産税担当	役場本庁舎1階④番窓口
p.13	軽自動車税について	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーの場合 税務課 軽自動車税担当(役場本庁舎1階④番窓口)	
		125ccを超えるオートバイの場合 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060	
		三輪・四輪の軽自動車の場合 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 050-3816-1842(コールセンター)	
p.14	住まいの相談窓口について	企画政策推進担当 企画地方創生担当	役場本庁舎2階 企画政策推進担当窓口
p.14	町営住宅関係の手続きについて	建築課 住宅管理係	役場1階建築課窓口
p.14	府営住宅関係の手続きについて	大阪府営住宅 泉佐野管理センター (株)東急コミュニティー	072-458-2850
p.15	外国人の方が亡くなられたときの在留カード又は特別永住者証明書(外国人登録証明書)の返納について	〈返納先〉 大阪出入国在留管理局 大阪市住之江区南港北1丁目29番53号 0570-064259(IP電話 海外から:06-4703-2050)	
		〈郵送先〉 東京出入国在留管理局 おだいば分室 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階	
p.15	亡くなられた方の配偶者やご家族が外国人の方の場合	大阪出入国在留管理局	0570-064259 (IP電話 海外から:06-4703-2050)
p.16	農地・山林関係の手続きについて	(農地について) 都市整備部 産業観光促進課内 岬町農業委員会事務局	役場1階 産業観光促進課窓口
		(山林について) 都市整備部 産業観光促進課	
p.16	水道に関する手続きについて	大阪広域水道企業団 岬水道センター 水すいセンター(お客様センター)	岬町第二庁舎2階
p.17	犬の飼い主が亡くなられた場合の手続きについて	生活環境課 生活環境係	役場本庁舎1階⑧番窓口

18. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認下さい。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	一定の要件に当てはまる場合に遺族に支払われる年金です。受給資格要件などがありますので、お近くの年金事務所に確認してください。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先の確保

改葬先の管理者から受入証明書もしくは永代使用許可書を発行してもらいます。
 (改葬許可申請書の記入に必要となりますので、改葬先の墓地の名称・住所を控えてください。)

2 改葬許可証の申請

納骨堂や別の墓地に遺骨を移す時に必要な手続きです。
 改葬許可証の申請には、下記の書類が必要です。

必要書類など

- 改葬許可申請書
申請書の「墓地・寺等埋葬証明書」欄に現在の墓地管理者または自治区長に証明をお願いしてください。
- 戸籍謄本
埋葬されている方と申請者の続柄の確認のため必要です。
- 改葬許可証交付手数料
交付1枚につき300円です。

3 遺骨の取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
 遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めてください。

4 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可書を提出し、納骨を行います。

〈お問合せ先〉
 岬町役場 生活環境課
 ☎ 072-492-2714

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市区町村役場の窓口でご相談ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺言書の検認	すみやかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業社に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることが出来ます。また、役所で「固定資産税 名寄帳兼課税台帳」を取得することで所有している不動産を知ることが出来ます。
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
<input checked="" type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
<input checked="" type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input checked="" type="checkbox"/>	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額=3,000万円+600万円 ×法定相続人の数

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました

相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません(正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります)。

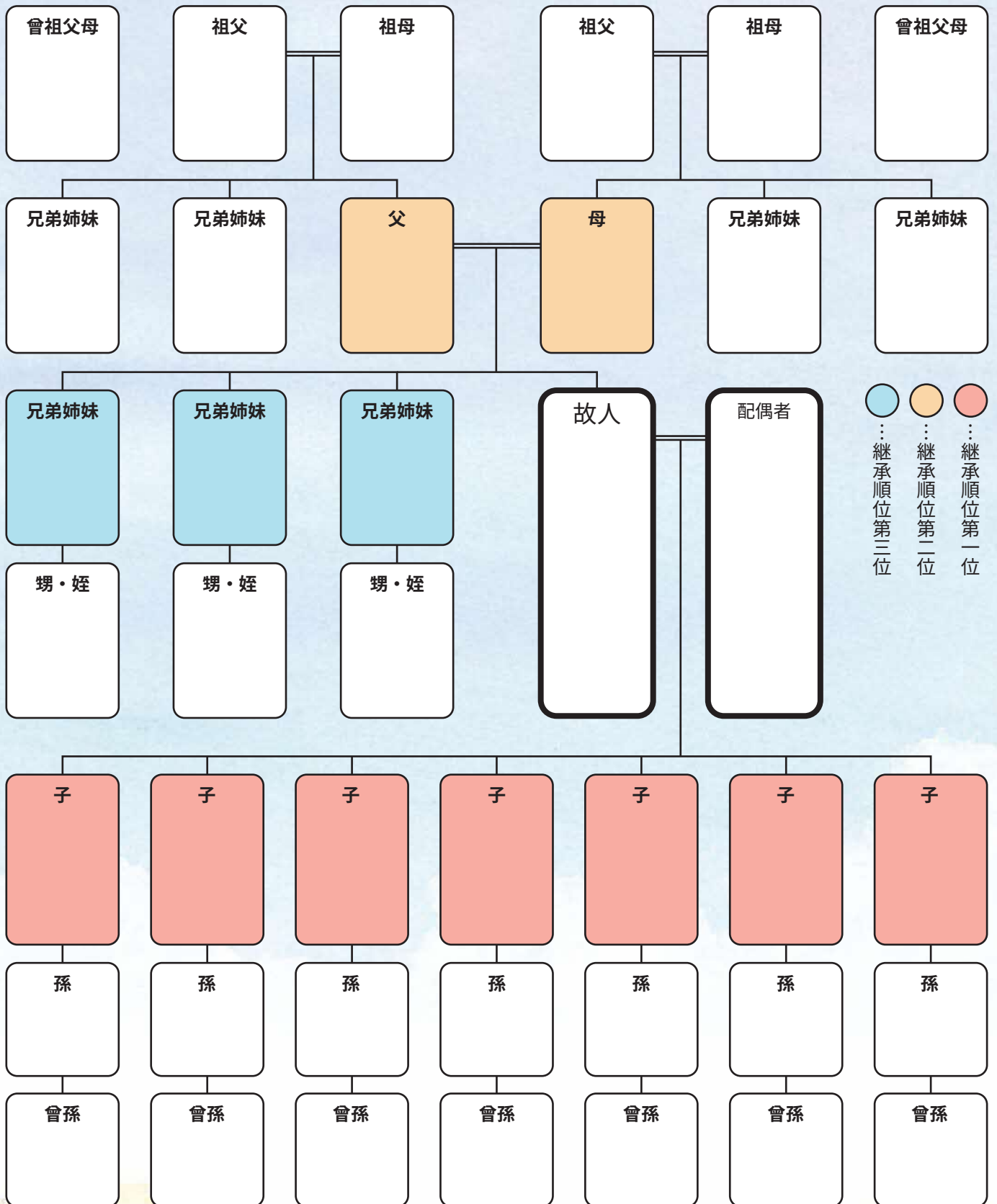
今なら相続登記の免税措置も拡大されていますので、今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をご検討ください。また、登記の手続きは、専門家である司法書士へ依頼することも併せてご検討ください。

お問合せ先：大阪法務局岸和田支局

Tel: 072-438-6501(代表)



◇ご遺族メモ / 家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
<input checked="" type="checkbox"/>	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
<input checked="" type="checkbox"/>	パスポート返納		岬町役場住民課 パスポート窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・有効旅券 ・名義人が亡くなったことが分かる書類(除籍抄本等) ・届出人の本人確認書類
<input checked="" type="checkbox"/>	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも 手続き可能
<input checked="" type="checkbox"/>	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	
<input checked="" type="checkbox"/>	水道料金の 名義変更・解約		大阪広域水道企業団 岬水道センター 水すいセンター 072-492-5848	水栓番号又は使用者番号が わかる検針票など
<input checked="" type="checkbox"/>	NHKの名義変更・解約		NHK	
<input checked="" type="checkbox"/>	携帯電話解約		各携帯電話会社	各会社にご確認ください。
<input checked="" type="checkbox"/>	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
<input checked="" type="checkbox"/>	自動車・バイク等の廃車		陸運支局 軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dashed blue lines for writing, spanning the width of the page.

発 行 岬 町
編 集・制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024年4月作成

